

平成24年度 入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて

平成24年度 国民健康保険特別会計決算見込額(歳入)

款	項	目	当初予算額 (千円)	補正予算額 (千円)	予算現額 (a) (千円)	調 定 額 (b) (円)	収入済額 (c) (円)	不納欠損額 (d) (円)	収入未済額 (e) (円)	予算残額 (a)-(c) (円)	前年度決算額 (g) (円)	前年度比較 (c)-(g) (円)	伸 率 (%)
1 国民健康保険税			3,539,256	0	3,539,256	5,282,367,547	3,479,421,579	130,078,441	1,672,867,527	59,834,421	3,360,774,197	118,647,382	3.53
	1 国民健康保険税		3,539,256	0	3,539,256	5,282,367,547	3,479,421,579	130,078,441	1,672,867,527	59,834,421	3,360,774,197	118,647,382	3.53
		1 一般被保険者国民健康保険税	3,270,244	0	3,270,244	4,997,151,246	3,240,821,460	125,654,343	1,630,675,443	29,422,540	3,120,962,659	119,858,801	3.84
		2 退職被保険者等国民健康保険税	269,012	0	269,012	285,216,301	238,600,119	4,424,098	42,192,084	30,411,881	239,811,538	Δ1,211,419	Δ0.51
2 使用料及び手数料			1	Δ1	0	24,600	24,600	0	0	Δ24,600	30,800	Δ6,200	Δ20.13
	1 手数料		1	Δ1	0	24,600	24,600	0	0	Δ24,600	30,800	Δ6,200	Δ20.13
		1 総務手数料	1	Δ1	0	24,600	24,600	0	0	Δ24,600	30,800	Δ6,200	Δ20.13
3 国庫支出金			3,434,691	39,714	3,474,405	3,510,998,648	3,510,998,648	0	0	Δ36,593,648	3,447,854,533	63,144,115	1.83
	1 国庫負担金		2,915,436	38,782	2,954,218	3,012,790,675	3,012,790,675	0	0	Δ58,572,675	3,044,703,717	Δ31,913,042	Δ1.05
		1 療養給付費等負担金	2,778,020	44,732	2,822,752	2,901,560,126	2,901,560,126	0	0	Δ78,808,126	2,946,810,905	Δ45,250,779	Δ1.54
		2 高額医療費共同事業負担金	111,978	0	111,978	91,742,549	91,742,549	0	0	20,235,451	80,502,812	11,239,737	13.96
		3 特定健康診査等負担金	25,438	Δ5,950	19,488	19,488,000	19,488,000	0	0	0	17,390,000	2,098,000	12.06
	2 国庫補助金		519,255	932	520,187	498,207,973	498,207,973	0	0	21,979,027	403,150,816	95,057,157	23.58
		1 調整交付金	519,055	0	519,055	497,251,000	497,251,000	0	0	21,804,000	399,567,000	97,684,000	24.45
		5 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	757	757	661,973	661,973	0	0	95,027	619,816	42,157	6.80
		7 出産育児一時金補助金	200	70	270	220,000	220,000	0	0	50,000	2,440,000	Δ2,220,000	Δ90.98
		8 災害臨時特例補助金	0	105	105	75,000	75,000	0	0	30,000	524,000	Δ449,000	Δ85.69
4 療養給付費等交付金			808,489	Δ153,861	654,628	668,016,000	668,016,000	0	0	Δ13,388,000	645,283,441	22,732,559	3.52
	1 療養給付費等交付金		808,489	Δ153,861	654,628	668,016,000	668,016,000	0	0	Δ13,388,000	645,283,441	22,732,559	3.52
		1 療養給付費等交付金	808,489	Δ153,861	654,628	668,016,000	668,016,000	0	0	Δ13,388,000	645,283,441	22,732,559	3.52
5 前期高齢者交付金			4,204,743	196,004	4,400,747	4,400,747,033	4,400,747,033	0	0	Δ33	4,012,705,047	388,041,986	9.67
	1 前期高齢者交付金		4,204,743	196,004	4,400,747	4,400,747,033	4,400,747,033	0	0	Δ33	4,012,705,047	388,041,986	9.67
		1 前期高齢者交付金	4,204,743	196,004	4,400,747	4,400,747,033	4,400,747,033	0	0	Δ33	4,012,705,047	388,041,986	9.67
6 県支出金			809,152	Δ5,950	803,202	898,218,549	898,218,549	0	0	Δ95,016,549	700,615,812	197,602,737	28.20
	1 県負担金		137,416	Δ5,950	131,466	111,230,549	111,230,549	0	0	20,235,451	97,892,812	13,337,737	13.62
		1 高額医療費共同事業負担金	111,978	0	111,978	91,742,549	91,742,549	0	0	20,235,451	80,502,812	11,239,737	13.96
		2 特定健康診査等負担金	25,438	Δ5,950	19,488	19,488,000	19,488,000	0	0	0	17,390,000	2,098,000	12.06
	2 県補助金		671,736	0	671,736	786,988,000	786,988,000	0	0	Δ115,252,000	602,723,000	184,265,000	30.57
		1 国民健康保険事業補助金	1	0	1	0	0	0	0	1,000	0	0	0.00
		2 調整交付金	671,735	0	671,735	786,988,000	786,988,000	0	0	Δ115,253,000	602,723,000	184,265,000	30.57
7 共同事業交付金			2,284,125	Δ125,552	2,158,573	2,072,157,296	2,072,157,296	0	0	86,415,704	1,500,312,087	571,845,209	38.12
	1 共同事業交付金		2,284,125	Δ125,552	2,158,573	2,072,157,296	2,072,157,296	0	0	86,415,704	1,500,312,087	571,845,209	38.12
		1 高額医療費共同事業交付金	443,578	4,337	447,915	398,610,605	398,610,605	0	0	49,304,395	341,374,731	57,235,874	16.77
		2 保険財政共同安定化事業交付金	1,840,547	Δ129,889	1,710,658	1,673,546,691	1,673,546,691	0	0	37,111,309	1,158,937,356	514,609,335	44.40
8 財産収入			8	28	36	37,047	37,047	0	0	Δ1,047	33,530	3,517	10.49
	1 財産運用収入		8	28	36	37,047	37,047	0	0	Δ1,047	33,530	3,517	10.49
		1 利子及び配当金	8	28	36	37,047	37,047	0	0	Δ1,047	33,530	3,517	10.49

平成24年度 国民健康保険特別会計決算見込額(歳入)

款	項	目	当初予算額 (千円)	補正予算額 (千円)	予算現額 (a) (千円)	調 定 額 (b) (円)	収入済額 (c) (円)	不納欠損額 (d) (円)	収入未済額 (e) (円)	予算残額 (a)-(c) (円)	前年度決算額 (g) (円)	前年度比較 (c)-(g) (円)	伸 率 (%)
9繰入金			1,450,001	250,000	1,700,001	1,700,000,000	1,700,000,000	0	0	1,000	1,620,000,000	80,000,000	4.94
	1	他会計繰入金	1,450,000	250,000	1,700,000	1,700,000,000	1,700,000,000	0	0	0	1,620,000,000	80,000,000	4.94
		1 一般会計繰入金	1,450,000	250,000	1,700,000	1,700,000,000	1,700,000,000	0	0	0	1,620,000,000	80,000,000	4.94
	2	基金繰入金	1	0	1	0	0	0	0	1,000	0	0	0.00
		1 保険給付費支払基金繰入金	1	0	1	0	0	0	0	1,000	0	0	0.00
10繰越金			1	162,246	162,247	162,247,812	162,247,812	0	0	△812	201,942,311	△39,694,499	△19.66
	1	繰越金	1	162,246	162,247	162,247,812	162,247,812	0	0	△812	201,942,311	△39,694,499	△19.66
		1 繰越金	1	162,246	162,247	162,247,812	162,247,812	0	0	△812	201,942,311	△39,694,499	△19.66
11諸収入			19,279	△100	19,179	32,426,837	31,343,086	0	1,083,751	△12,164,086	22,716,700	8,626,386	37.97
	1	延滞金、加算金及び過料	4,872	0	4,872	14,851,826	14,851,826	0	0	△9,979,826	7,917,633	6,934,193	87.58
		1 一般被保険者延滞金	4,800	0	4,800	14,237,041	14,237,041	0	0	△9,437,041	7,521,779	6,715,262	89.28
		2 退職被保険者等延滞金	72	0	72	614,785	614,785	0	0	△542,785	395,854	218,931	55.31
	2	雑入	14,407	△100	14,307	17,575,011	16,491,260	0	1,083,751	△2,184,260	14,799,067	1,692,193	11.43
		1 一般被保険者第三者納付金	8,124	0	8,124	8,907,696	8,907,696	0	0	△783,696	7,607,782	1,299,914	17.09
		2 退職被保険者等第三者納付金	1	0	1	0	0	0	0	1,000	43,757	△43,757	△100.00
		3 一般被保険者返納金	2,172	0	2,172	3,180,846	2,105,617	0	1,075,229	66,383	2,088,430	17,187	0.82
		4 退職被保険者等返納金	144	△100	44	0	0	0	0	44,000	84,910	△84,910	△100.00
		5 雑入	3,966	0	3,966	5,486,469	5,477,947	0	8,522	△1,511,947	4,974,188	503,759	10.13
合 計		16,549,746	362,528	16,912,274	18,727,241,369	16,923,211,650	130,078,441	1,673,951,278	△10,937,650	15,512,268,458	1,410,943,192	9.10	

歳入合計16,923,211,650 円

歳出合計#REF!

差引合計#REF! 【形式収支額】

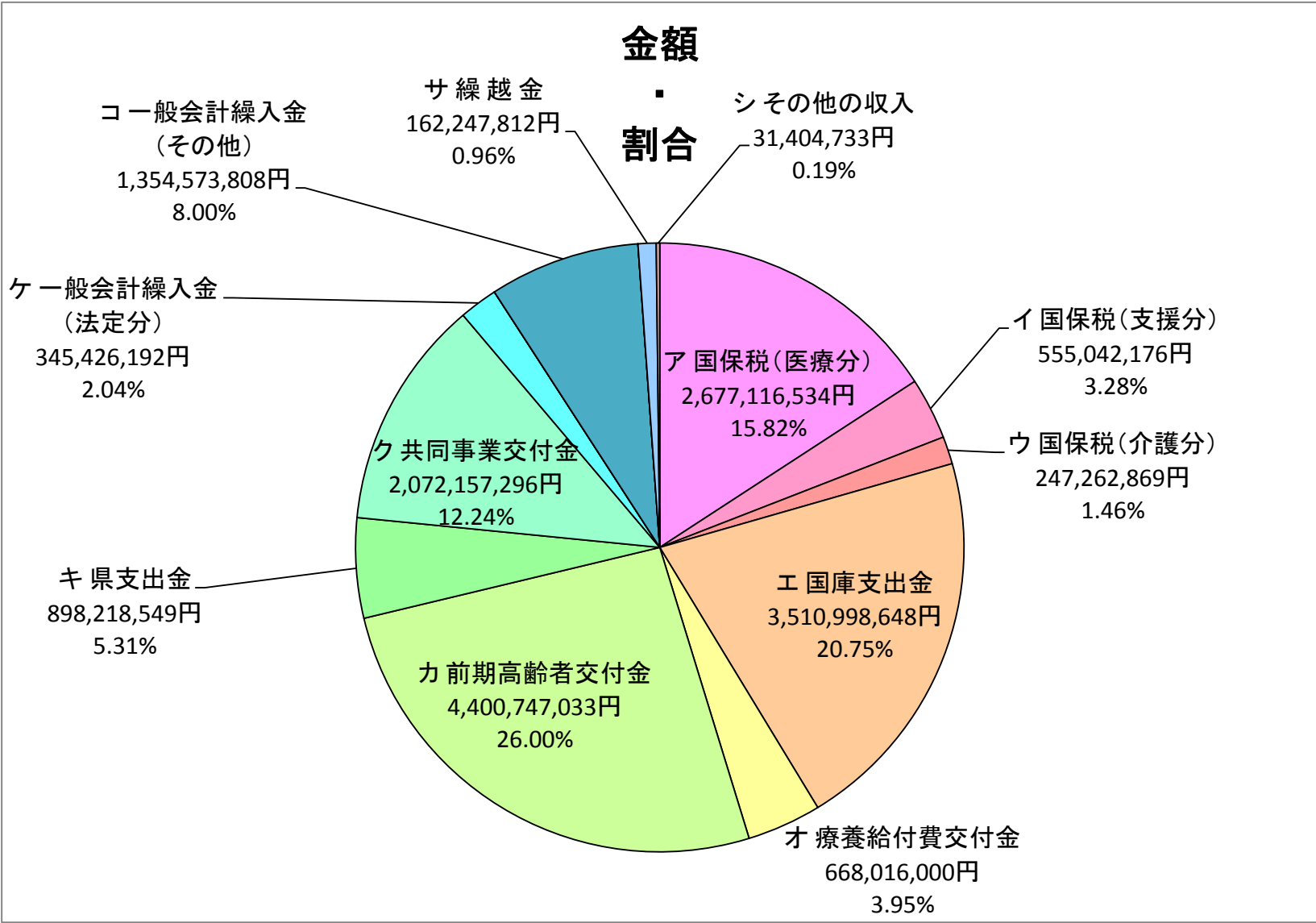
平成24年度 国民健康保険特別会計決算見込額(歳 出)

款	項	目	当初予算額 (千円)	補正予算額 (千円)	流用充用額 (千円)	予算現額 (a) (千円)	支出済額 (b) (円)	予算残額 (a)-(b) (円)	前年度決算額 (c) (円)	前年度比較 (b)-(c) (円)	伸 率 (%)
1 総務費			80,759	△857	0	79,902	71,616,916	8,285,084	79,190,195	△7,573,279	△9.56
	1 総務管理費		54,337	△868	0	53,469	51,290,909	2,178,091	51,711,196	△420,287	△0.81
		1 一般管理費	51,871	△822	0	51,049	48,871,837	2,177,163	49,318,492	△446,655	△0.91
		2 団体負担金	2,466	△46	0	2,420	2,419,072	928	2,392,704	26,368	1.10
	2 徴税費		24,757	0	0	24,757	19,116,776	5,640,224	25,877,187	△6,760,411	△26.12
		1 賦課徴収費	24,757	0	0	24,757	19,116,776	5,640,224	25,877,187	△6,760,411	△26.12
	3 運営協議会費		726	11	0	737	318,359	418,641	673,087	△354,728	△52.70
		1 運営協議会費	726	11	0	737	318,359	418,641	673,087	△354,728	△52.70
	4 趣旨普及費		939	0	0	939	890,872	48,128	928,725	△37,853	△4.08
		1 趣旨普及費	939	0	0	939	890,872	48,128	928,725	△37,853	△4.08
2 保険給付費			10,839,075	234,752	0	11,073,827	10,950,778,820	123,048,180	10,532,491,548	418,287,272	3.97
	1 療養諸費		9,597,048	137,436	0	9,734,484	9,645,624,628	88,859,372	9,326,482,176	319,142,452	3.42
		1 一般被保険者療養給付費	8,883,060	116,940	0	9,000,000	8,952,248,123	47,751,877	8,639,474,432	312,773,691	3.62
		2 退職被保険者等療養給付費	500,328	0	0	500,328	469,555,081	30,772,919	473,113,344	△3,558,263	△0.75
		3 一般被保険者療養費	177,504	20,496	0	198,000	190,359,009	7,640,991	180,184,332	10,174,677	5.65
		4 退職被保険者等療養費	10,536	0	0	10,536	7,946,475	2,589,525	8,945,472	△998,997	△11.17
		5 審査支払手数料	25,620	0	0	25,620	25,515,940	104,060	24,764,596	751,344	3.03
	2 高額療養費		1,132,380	98,616	0	1,230,996	1,217,879,798	13,116,202	1,112,879,658	105,000,140	9.43
		1 一般被保険者高額療養費	1,053,384	98,616	0	1,152,000	1,149,838,103	2,161,897	1,056,801,060	93,037,043	8.80
		2 退職被保険者等高額療養費	78,996	0	0	78,996	68,041,695	10,954,305	56,078,598	11,963,097	21.33
	3 高額介護合算療養費		3,000	△1,300	0	1,700	656,409	1,043,591	385,419	270,990	70.31
		1 一般被保険者高額介護合算療養費	2,500	△1,000	0	1,500	656,409	843,591	385,419	270,990	70.31
		2 退職被保険者等高額介護合算療養費	500	△300	0	200	0	200,000	0	0	0.00
	4 移送費		200	0	0	200	0	200,000	54,250	△54,250	△100.00
		1 一般被保険者移送費	100	0	0	100	0	100,000	54,250	△54,250	△100.00
		2 退職被保険者等移送費	100	0	0	100	0	100,000	0	0	0.00
	5 出産育児諸費		92,447	0	0	92,447	75,317,985	17,129,015	79,790,045	△4,472,060	△5.60
		1 出産育児一時金	92,400	0	0	92,400	75,283,335	17,116,665	79,755,395	△4,472,060	△5.61
		2 支払手数料	47	0	0	47	34,650	12,350	34,650	0	0.00
	6 葬祭諸費		14,000	0	0	14,000	11,300,000	2,700,000	12,900,000	△1,600,000	△12.40
		1 葬祭費	14,000	0	0	14,000	11,300,000	2,700,000	12,900,000	△1,600,000	△12.40
3 後期高齢者支援金等			2,278,803	7,418	0	2,286,221	2,286,219,685	1,315	2,035,586,413	250,633,272	12.31
	1 後期高齢者支援金等		2,278,803	7,418	0	2,286,221	2,286,219,685	1,315	2,035,586,413	250,633,272	12.31
		1 後期高齢者支援金	2,278,592	7,463	0	2,286,055	2,286,054,218	782	2,035,392,576	250,661,642	12.32
		2 後期高齢者関係事務費抛出彩	211	△45	0	166	165,467	533	193,837	△28,370	△14.64
4 前期高齢者納付金等			4,955	△2,455	0	2,500	2,499,449	551	6,016,589	△3,517,140	△58.46
	1 前期高齢者納付金等		4,955	△2,455	0	2,500	2,499,449	551	6,016,589	△3,517,140	△58.46
		1 前期高齢者納付金	4,762	△2,423	0	2,339	2,338,454	546	5,827,157	△3,488,703	△59.87
		2 前期高齢者関係事務費抛出彩	193	△32	0	161	160,995	5	189,432	△28,437	△15.01

平成24年度 国民健康保険特別会計決算見込額(歳 出)

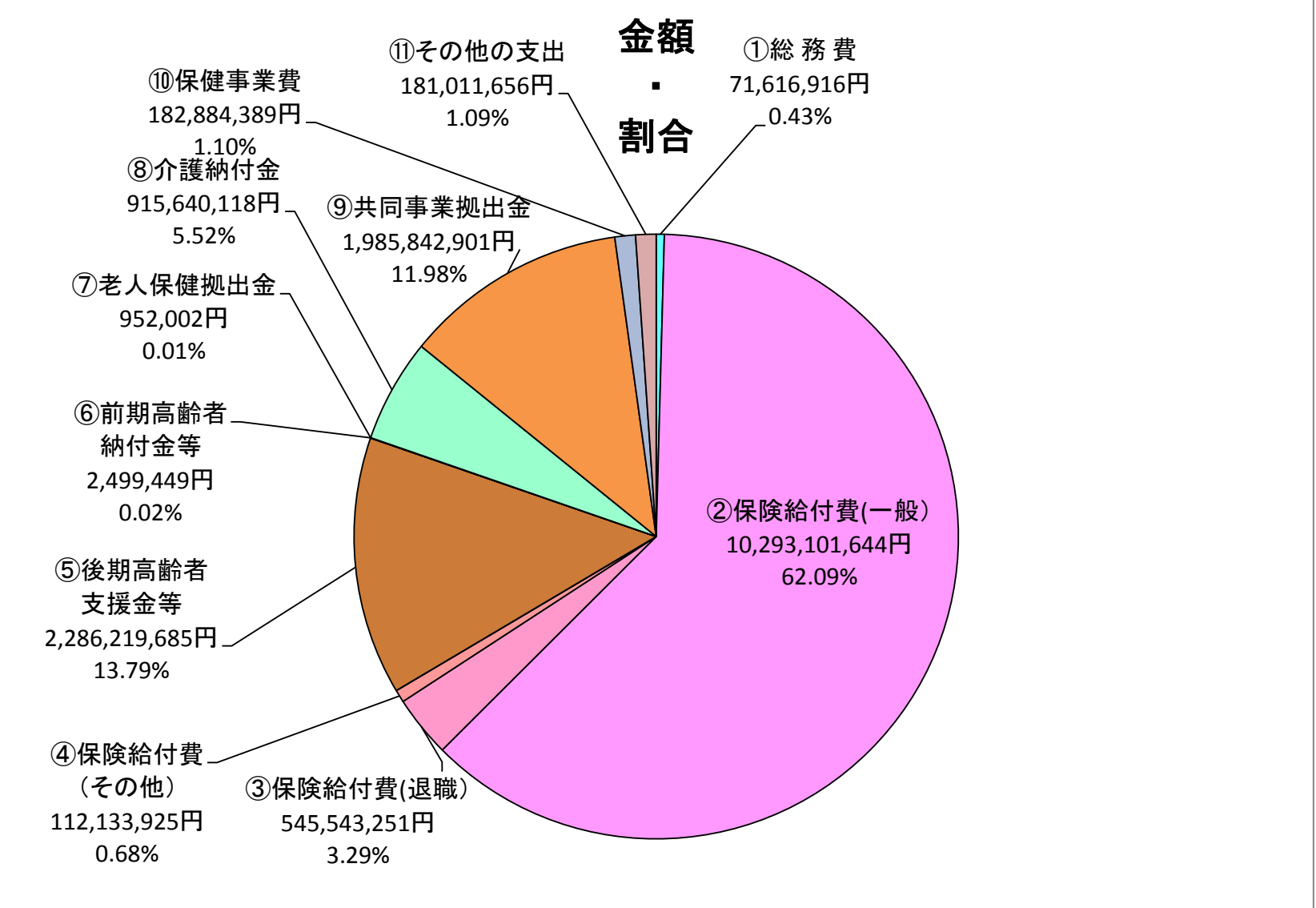
款	項	目	当初予算額 (千円)	補正予算額 (千円)	流用充用額 (千円)	予算現額 (a) (千円)	支出済額 (b) (円)	予算残額 (a)-(b) (円)	前年度決算額 (c) (円)	前年度比較 (b)-(c) (円)	伸 率 (%)
5 老人保健拠出金			1,278	△325	0	953	952,002	998	4,896,640	△3,944,638	△80.56
	1	老人保健拠出金	1,278	△325	0	953	952,002	998	4,896,640	△3,944,638	△80.56
		老人保健医療費拠出金	1,172	△309	0	863	862,191	809	4,790,869	△3,928,678	△82.00
		老人保健事務費拠出金	106	△16	0	90	89,811	189	105,771	△15,960	△15.09
6 介護納付金			898,615	17,026	0	915,641	915,640,118	882	820,095,977	95,544,141	11.65
	1	介護納付金	898,615	17,026	0	915,641	915,640,118	882	820,095,977	95,544,141	11.65
		介護納付金	898,615	17,026	0	915,641	915,640,118	882	820,095,977	95,544,141	11.65
7 共同事業拠出金			2,158,586	△2	0	2,158,584	1,985,842,901	172,741,099	1,507,318,285	478,524,616	31.75
	1	共同事業拠出金	2,158,586	△2	0	2,158,584	1,985,842,901	172,741,099	1,507,318,285	478,524,616	31.75
		高額医療費共同事業拠出金	447,916	0	0	447,916	366,970,198	80,945,802	322,011,249	44,958,949	13.96
		2 保険財政共同安定化事業拠出金	1,710,659	0	0	1,710,659	1,618,868,640	91,790,360	1,185,301,628	433,567,012	36.58
		3 高額医療費共同事業事務費拠出金	1	△1	0	0	0	0	0	0	0.00
		4 保険財政共同安定化事業事務費拠出金	1	△1	0	0	0	0	0	0	0.00
		5 その他共同事業事務費拠出金	9	0	0	9	4,063	4,937	5,408	△1,345	△24.87
8 保健事業費			249,780	△45,393	0	204,387	182,884,389	21,502,611	176,327,768	6,556,621	3.72
	1	特定健康診査等事業費	161,990	△43,274	0	118,716	104,804,135	13,911,865	98,300,042	6,504,093	6.62
		特定健康診査等事業費	161,990	△43,274	0	118,716	104,804,135	13,911,865	98,300,042	6,504,093	6.62
	2	保健事業費	87,790	△2,119	0	85,671	78,080,254	7,590,746	78,027,726	52,528	0.07
		保健衛生普及費	9,401	△54	0	9,347	8,735,629	611,371	8,713,821	21,808	0.25
		2 疾病予防費	78,389	△2,065	0	76,324	69,344,625	6,979,375	69,313,905	30,720	0.04
9 基金積立金			8	31	0	39	37,047	1,953	33,530	3,517	10.49
	1	基金積立金	8	31	0	39	37,047	1,953	33,530	3,517	10.49
		準備積立金	1	6	0	7	6,131	869	1,738	4,393	252.76
		2 高額療養費つなぎ資金貸付基金積立金	6	23	0	29	28,789	211	29,315	△526	△1.79
		3 出産費資金貸付基金積立金	1	2	0	3	2,127	873	2,477	△350	△14.13
10 公債費			2,021	0	0	2,021	0	2,021,000	0	0	0.00
	1	公債費	2,021	0	0	2,021	0	2,021,000	0	0	0.00
		利子	2,021	0	0	2,021	0	2,021,000	0	0	0.00
11 諸支出金			16,455	169,984	0	186,439	180,974,609	5,464,391	188,063,701	△7,089,092	△3.77
	1	償還金及び還付加算金	16,455	169,984	0	186,439	180,974,609	5,464,391	188,063,701	△7,089,092	△3.77
		一般被保険者保険税還付金	14,400	0	0	14,400	10,240,953	4,159,047	11,671,341	△1,430,388	△12.26
		2 退職被保険者等保険税還付金	600	0	0	600	216,447	383,553	387,259	△170,812	△44.11
		3 償還金	3	169,984	0	169,987	169,985,309	1,691	174,815,201	△4,829,892	△2.76
		4 一般被保険者還付加算金	1,440	0	0	1,440	531,900	908,100	1,189,900	△658,000	△55.30
		5 退職被保険者等還付加算金	12	0	0	12	0	12,000	0	0	0.00
12 予備費			19,411	△17,651	0	1,760	0	1,760,000	0	0	0.00
	1	予備費	19,411	△17,651	0	1,760	0	1,760,000	0	0	0.00
		予備費	19,411	△17,651	0	1,760	0	1,760,000	0	0	0.00
合 計			16,549,746	362,528	0	16,912,274	16,577,445,936	334,828,064	15,350,020,646	1,227,425,290	8.00

平成24年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,677,116,534	加入者の②③④保険給付費⑥前期高齢者納付金⑦老人保健拠出金⑩健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	555,042,176	⑤後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	247,262,869	⑧介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金)	3,510,998,648	②一般被保険者分の保険給付費の32%相当が国から補填 ⑤後期高齢者支援金の32%相当が国から補填
	(特定健診等負担金他)		⑧介護納付金の32%相当が国から補填 ⑩保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	668,016,000	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	4,400,747,033	⑥65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	898,218,549	②、⑤、⑧の9%相当が県から補填、⑩の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	2,072,157,296	⑨の共同事業拠出金の補填、 高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と 保険財政共同安定化事業:レセプト10万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	345,426,192	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填 : 県3/4、市1/4、 ②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	1,354,573,808	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	繰越金	162,247,812	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
シ	その他の収入	31,404,733	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
歳入合計		16,923,211,650	

平成24年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)



< 歳 出 >		(円)	
歳出科目		説 明	
①	総 務 費	71,616,916	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	10,293,101,644	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	545,543,251	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	保険給付費(その他)	112,133,925	保険給付費のうち②、③以外の費用で、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費
⑤	後期高齢者支援金等	2,286,219,685	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑥	前期高齢者納付金等	2,499,449	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑦	老人保健拠出金	952,002	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑧	介護納付金	915,640,118	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳が負担する費用
⑨	共同事業拠出金	1,985,842,901	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑩	保健事業費	182,884,389	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知等
⑪	その他の支出	181,011,656	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		16,577,445,936	

退職被保険者：65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

入間市国民健康保険特別会計決算報告書（案）

《担当課》 保険年金課、収税課、健康福祉課

〔総括〕

平成 24 年度の入間市国民健康保険特別会計決算は、歳入総額 16,923,211,650 円から、歳出総額 16,577,445,936 円を差し引いた形式収支額で 345,765,714 円の黒字となり、前年度の形式収支額 162,247,812 円を差し引いた単年度収支額では、183,517,902 円の黒字となりますが、その他一般会計繰入金 1,354,573,808 円を差し引いた実質単年度収支では、1,171,055,906 円の赤字となっています。

国民健康保険事業の運営はたいへん厳しい状況にありますが、更に慎重な対応と健全運営を図ってまいります。

【被保険者の状況】

区 分	前年度末現在	本年度中の増減		本年度末現在	加入割合 (本年度末現在)
		増	減		
世 帯 数	(1,495 世帯)	(655 世帯)	(699 世帯)	(1,451 世帯)	(2.37%)
	25,014 世帯	3,795 世帯	3,689 世帯	25,120 世帯	41.01%
被保険者数	(1,976 人)	(679 人)	(779 人)	(1,876 人)	(1.25%)
	45,624 人	7,013 人	7,171 人	45,466 人	30.30%

※ H25.4.1 現在 市全体 世帯 61,254 世帯 人口 150,077 人、() 内は退職者医療制度の再掲

〔歳入〕

歳入の構成割合は、国民健康保険税 3,479,421,579 円 (20.6%)、国庫支出金 3,510,998,648 円 (20.7%)、退職者医療制度に係る被用者保険からの拠出金を財源とする療養給付費等交付金 668,016,000 円 (4.0%)、前期高齢者の医療費を各保険者間で財政調整をするための前期高齢者交付金 4,400,747,033 円 (26.0%)、県支出金 898,218,549 円 (5.3%)、高額医療費の再保険制度である共同事業交付金 2,072,157,296 円 (12.2%)、繰入金 1,700,000,000 円 (10.0%)、繰越金 162,247,812 円 (1.0%)、その他 31,404,733 円 (0.2%) です。また、これら歳入のうち、国庫・県支出金については国民健康保険被保険者や医療費の状況等により算定して交付されますが、この中には保険者の経営努力に応じて算定される交付金もあり、今年度は窓口業務の効率化、被保険者等の適用適正化強化、医療費の適正化対策強化、保健事業の展開状況、国保税収納率向上対策等の経営努力が認められ、国から 8,600 万円の特別調整交付金が交付されました。

無所得者等を多く抱える国民健康保険は財源確保が厳しい状況が続いておりますが、国民健康保険税の収入済額は前年度対比 118,647,382 円 (3.5%) の増加となりました。収納率については、組織機構の見直しにより収納業務を収税課に統合し、専門的な徴収業務ができるようになったことから収納率の向上を図ることができました。特に滞納整理については、高額担当グループを設置し、県職員の短期派遣協力の受け入れなどの収納努力をした結果、現年度課税分は昨年度より 0.8 ポイント上回る 90.2%となりました。滞納繰越分についても収納率 17.1%で前年度と比較して 3.7 ポイント上回る結果となりました。

【保険税調定額及び収納の状況】

現年度課税分（一般・退職）

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	年間平均世帯数
3,527,206,800 円	3,180,146,707 円	10,900 円	347,049,193 円	90.16%	24,568 世帯

滞納繰越分（一般・退職）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
61	36,800 円	0 円	36,800 円	0 円	0.00%
62	147,720 円	0 円	147,720 円	0 円	0.00%
63	148,370 円	0 円	99,100 円	49,270 円	0.00%
元	147,500 円	0 円	115,400 円	32,100 円	0.00%
2	156,000 円	0 円	111,900 円	44,100 円	0.00%
3	157,300 円	40,000 円	32,100 円	85,200 円	25.43%
4	890,400 円	48,000 円	0 円	842,400 円	5.39%
5	1,673,800 円	258,500 円	391,300 円	1,024,000 円	15.44%
6	2,749,634 円	693,152 円	286,900 円	1,769,582 円	25.21%
7	4,382,792 円	1,079,000 円	318,600 円	2,985,192 円	24.62%
8	4,662,100 円	830,000 円	787,100 円	3,045,000 円	17.80%
9	7,505,700 円	2,106,400 円	1,174,600 円	4,224,700 円	28.06%
10	16,983,065 円	2,354,009 円	3,633,245 円	10,995,811 円	13.86%
11	22,586,931 円	3,431,500 円	5,234,300 円	13,921,131 円	15.19%
12	4,413,756 円	419,544 円	1,643,800 円	2,350,412 円	9.51%
13	11,114,863 円	911,937 円	2,970,128 円	7,232,798 円	8.20%
14	24,031,091 円	2,376,984 円	6,648,230 円	15,005,877 円	9.89%
15	31,194,115 円	3,442,793 円	6,860,200 円	20,891,122 円	11.04%
16	46,848,093 円	7,038,294 円	6,935,518 円	32,874,281 円	15.02%
17	73,592,436 円	14,191,962 円	7,745,400 円	51,655,074 円	19.28%
18	117,653,311 円	21,286,230 円	9,907,900 円	86,459,181 円	18.09%
19	204,577,510 円	35,233,197 円	71,816,900 円	97,527,413 円	17.22%
20	238,119,740 円	39,739,026 円	2,409,600 円	195,971,114 円	16.69%
21	283,382,038 円	42,526,988 円	653,300 円	240,201,750 円	15.01%
22	295,788,384 円	46,698,171 円	19,200 円	249,071,013 円	15.79%
23	362,217,298 円	74,569,185 円	88,300 円	287,559,813 円	20.59%
計	1,755,160,747 円	299,274,872 円	130,067,541 円	1,325,818,334 円	17.05%

〔歳出〕

歳出の構成割合は、保険給付費 10,950,778,820 円 (66.1%)、後期高齢者支援金等 2,286,219,685 円 (13.8%)、介護納付金 915,640,118 円 (5.5%)、共同事業拠出金 1,985,842,901 円 (12.0%)、保健事業費 182,884,389 円 (1.1%)、その他で 256,080,023 円 (1.5%) です。

歳出の大半を占める保険給付費は前年度対比 418,287,272 円 (4.0%)、後期高齢者支援金等は前年度対比 250,633,272 円 (12.3%)、介護納付金は前年度対比 95,544,141 円 (11.7%) の増加となりました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	2 保険給付費	【項】	1 療養諸費	【目】	1 一般被保険者療養給付費
【事業名】	大・中・小事業 療養給付費保険者負担金				
予算現額	9,000,000,000 円	決算額	8,952,248,123 円	予算執行率	99.47%
計画等		前年度決算額	8,639,474,432 円	比較増減	312,773,691 円

事業概要

一般被保険者の傷病に対して行う療養の給付です。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

区 分	件 数	日 数 等	費 用 額	保険者負担金
入 院	8,082 件	132,421 日	4,408,036,910 円	3,224,028,500 円
入院外	309,000 件	488,502 日	4,201,814,820 円	3,069,002,928 円
歯 科	71,733 件	145,979 日	874,650,890 円	634,181,356 円
調 剤	203,084 件	(255,409 枚)	2,510,158,113 円	1,837,137,084 円
食事療養・生活療養	(7,640 件)	(344,073 回)	229,712,819 円	152,374,737 円
訪問看護	442 件	2,972 日	32,394,950 円	23,855,415 円
合 計	592,341 件	769,874 日	12,256,768,502 円	8,940,580,020 円

※ 保険者負担額と決算額との差 11,668,103 円は、県報告で徴収金等が差し引かれているためです。

11,668,103 円の内訳は、第三者納付金 8,233,525 円、返納金 3,383,665 円、食事差額 80,110 円、指定公費△29,247 円、東日本大震災等に伴う保険者不明分の負担金 50 円です。

※ () 内の数値は、合計欄の数値に含みません。

2 評 価

一般被保険者の療養給付費は前年度対比 3.6%増加しました。70 歳以上 75 歳未満の方の療養給付費が全体の 34.0%を占めています。

レセプト点検の実施により、適正に支出することができました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	2 保険給付費	【項】	1 療養諸費	【目】	2 退職被保険者等療養給付費
【事業名】	大・中・小事業 療養給付費保険者負担金				
予算現額	500,328,000 円	決算額	469,555,081 円	予算執行率	93.85%
計画等		前年度決算額	473,113,344 円	比較増減	△3,558,263 円

事業概要

退職被保険者等の傷病に対して行う療養の給付です。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

区 分	件 数	日 数 等	費 用 額	保険者負担金
入 院	349 件	4,579 日	202,459,580 円	141,721,706 円
入院外	17,168 件	27,519 日	265,946,770 円	186,173,101 円
歯 科	4,083 件	8,396 日	48,954,930 円	34,268,451 円
調 剤	11,348 件	(14,118 枚)	143,138,910 円	100,200,056 円
食事療養・生活療養	(335 件)	(11,152 回)	7,478,150 円	4,761,680 円
訪問看護	46 件	345 日	3,447,700 円	2,413,390 円
合 計	32,994 件	40,839 日	671,426,040 円	469,538,384 円

※ 保険者負担額と決算額との差 16,697 円は、県報告で徴収金等が差し引かれているためです。

16,697 円の内訳は、返納金 3,094 円、食事差額 13,600 円、東日本大震災等に伴う保険者不明分の負担金 3 円です。

※ () 内の数値は、合計欄の数値に含みません。

2 評 価

退職被保険者等の療養給付費は前年度対比 0.8%の減少となりました。

レセプト点検の実施により、適正に支出にすることができました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	2 保険給付費	【項】	1 療養諸費	【目】	3 一般被保険者療養費
【事業名】	大・中・小事業 療養費保険者負担金				
予算現額	198,000,000 円	決算額	190,359,009 円	予算執行率	96.14%
計画等		前年度決算額	180,184,332 円	比較増減	10,174,677 円

事業概要

一般被保険者の柔道整復等に対して行う療養費の給付です。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

種 別	件 数	費 用 額	保険者負担額
診 療 費	151 件	11,762,682 円	8,309,631 円
治療用器具(コルセット等)	372 件	15,799,990 円	11,548,658 円
柔道整復	22,654 件	202,227,079 円	147,040,428 円
あんま・マッサージ	605 件	19,992,255 円	14,687,454 円
はり・きゅう	471 件	4,543,850 円	3,393,448 円
特別療養費	8 件	48,540 円	33,978 円
合 計	24,261 件	254,374,396 円	185,013,597 円

※ 保険者負担額と決算額との差 5,345,412 円は、県報告で徴収金等が差し引かれているためです。

5,345,412 円の内訳は、第三者納付金 190,080 円、指定公費 5,155,332 円です。

2 評 価

一般被保険者の療養費は前年度対比 5.6%増加しました。70 歳以上 75 歳未満の方の療養費が全体の 30.9%を占めています。

レセプト点検の実施により、適正に支出することができました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	2 保険給付費	【項】	1 療養諸費	【目】	4 退職被保険者等療養費
【事業名】	大・中・小事業 療養費保険者負担金				
予算現額	10,536,000 円	決算額	7,946,475 円	予算執行率	75.42%
計画等		前年度決算額	8,945,472 円	比較増減	△998,997 円

事業概要

退職被保険者等の柔道整復等に対して行う療養費の給付です。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

種 別	件 数	費 用 額	保険者負担額
診 療 費	5 件	80,664 円	56,464 円
治療用器具(コルセット等)	20 件	1,012,587 円	708,806 円
柔道整復	1,113 件	9,388,545 円	6,571,729 円
あんま・マッサージ	29 件	663,360 円	464,352 円
はり・きゅう	24 件	207,030 円	145,124 円
合 計	1,191 件	11,352,186 円	7,946,475 円

2 評 価

退職被保険者等の療養費は前年度対比 11.2%の減少となりました。

レセプト点検の実施により、適正に支出することができました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	2 保険給付費	【項】	2 高額療養費	【目】	1 一般被保険者高額療養費
【事業名】	大・中・小事業 高額療養費負担金				
予算現額	1,152,000,000 円	決算額	1,149,838,103 円	予算執行率	99.81%
計画等		前年度決算額	1,056,801,060 円	比較増減	93,037,043 円

事業概要

一般被保険者の医療費の自己負担分が限度額を超えた場合、その超えた分を支給する制度です。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

年 度	件 数	支 給 額
平成 24 年度	18,060 件	1,148,375,611 円
平成 23 年度	16,143 件	1,056,448,910 円

※ 支給額と決算額との差 1,462,492 円は、県報告で徴収金等が差し引かれているためです。

1,462,492 円の内訳は、第三者納付金 484,091 円、返納金 978,401 円です。

2 評 価

一般被保険者の高額療養費は、申請件数が前年度対比 1,917 件、決算額が前年度対比 8.8%の増加とな

りました。

70 歳以上 75 歳未満の方の高額療養費が全体の 26.8%を占めています。

限度額適用認定証の発行により、高額療養費の償還払い申請の必要がなくなることで、被保険者の利便の向上を図ることができました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	2 保険給付費	【項】	2 高額療養費	【目】	2 退職被保険者等高額療養費
【事業名】		大・中・小事業 高額療養費負担金			
予算現額	78,996,000 円	決算額	68,041,695 円	予算執行率	86.13%
計画等		前年度決算額	56,078,598 円	比較増減	11,963,097 円

事業概要

退職被保険者等の医療費の自己負担分が限度額を超えた場合、その超えた分を支給する制度です。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

年 度	件 数	支 給 額
平成 24 年度	782 件	68,041,695 円
平成 23 年度	599 件	56,078,598 円

2 評 価

退職被保険者等の高額療養費は申請件数が前年度対比 183 件、決算額が前年度対比 21.3%の増加となりました。

限度額適用認定証の発行により、高額療養費の償還払い申請の必要がなくなることで、被保険者の利便の向上を図ることができました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	2 保険給付費	【項】	5 出産育児諸費	【目】	1 出産育児一時金
【事業名】		大・中・小事業 出産育児一時金			
予算現額	92,400,000 円	決算額	75,283,335 円	予算執行率	81.48%
計画等		前年度決算額	79,755,395 円	比較増減	△4,472,060 円

事業概要

国民健康保険の被保険者の出産及び育児の費用の負担を軽減するための給付です。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

平成 24 年度支給件数 183 件（平成 23 年度支給件数 193 件）

内 訳

償還支払のうち直接支払制度未利用者 15 件 6,180,000 円

償還支払のうち直接支払制度前年度精算金 3 件 72,365 円

償還支払のうち直接支払制度差額支給	(14 件)	1,012,678 円
受取代理制度利用	0 件	0 円
直接支払制度利用	165 件	68,018,292 円

2 評 価

直接支払制度（平成 21 年 10 月 1 日開始）や受取代理制度（平成 23 年 4 月 1 日開始）が浸透したことにより、現金払い等窓口での申請受付業務は減少傾向にあります。なお、決算額に端数が生じているのは、出産育児一時金の額に満たない方の差額支給金が年度をまたいでいるためです。

資格や貸付の有無の確認に努め、出産育児一時金を適正に支出することができました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	2 保険給付費	【項】	6 葬祭諸費	【目】	1 葬祭費
【事業名】		大・中・小事業 葬祭費補助金			
予算現額	14,000,000 円	決算額	11,300,000 円	予算執行率	80.71%
計画等		前年度決算額	12,900,000 円	比較増減	△1,600,000 円

事業概要

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に対し給付するものです。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

平成 24 年度支給件数 226 件（平成 23 年度 支給件数 258 件）
1 件当たり支給額 50,000 円

2 評 価

前年度に比べ申請件数が減少し、決算額は前年度比 12.4%の減少となりました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	3 後期高齢者支援金等	【項】	1 後期高齢者支援金等	【目】	1 後期高齢者支援金
【事業名】		大・中・小事業 後期高齢者支援金			
予算現額	2,286,055,000 円	決算額	2,286,054,218 円	予算執行率	100.00%
計画等		前年度決算額	2,035,392,576 円	比較増減	250,661,642 円

事業概要

後期高齢者医療制度を支えるために「後期高齢者支援金」として社会保険診療報酬支払基金へ納付金を支出するものです。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

平成 24 年度後期高齢者支援金額 2,286,054,218 円〔⑤＋(③＋④)〕
①平成 22 年度概算後期高齢者支援金額 1,921,788,216 円

②平成 22 年度確定後期高齢者支援金額	1, 992, 890, 706 円
③精算額	71, 102, 490 円〔②－①〕
④調整金額	278, 366 円
⑤平成 24 年度概算後期高齢者支援金額	2, 214, 673, 362 円

2 評 価

後期高齢者医療制度の開始に伴い創設された支援金で、従来の老人保健拠出金に代わるものです。平成 22 年度分の支援金の精算について、確定額（被保険者 45, 294 人、1 人当たり負担額 43, 999 円）が概算額（被保険者 43, 304 人、1 人当たりの負担額 44, 379 円）よりも増加したことなどから、平成 24 年度の決算額は前年度対比で、12. 3%の増加となりました。

				《担当課》	保険年金課
【款】	6 介護納付金	【項】	1 介護納付金	【目】	1 介護納付金
【事業名】	大・中・小事業 介護納付金				
予算現額	915, 641, 000 円	決算額	915, 640, 118 円	予算執行率	100. 00%
計画等		前年度決算額	820, 095, 977 円	比較増減	95, 544, 141 円

事業概要

介護保険の費用を賄うことを目的に、各保険者が社会保険診療報酬支払基金に対し納付金を支出するものです。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

平成 24 年度介護給付費納付金額	915, 640, 118 円〔⑤＋(③＋④)〕
①平成 22 年度概算介護給付費納付金額	804, 323, 652 円
②平成 22 年度確定介護給付費納付金額	819, 437, 949 円
③精算額	15, 114, 297 円〔②－①〕
④調整金額	78, 971 円
⑤平成 24 年度概算介護給付費納付金額	900, 446, 850 円

2 評 価

平成 22 年度分の納付金の精算について、確定額（被保険者 15, 921 人、1 人当たり負担額 51, 469 円）が概算額（被保険者 15, 436 人、1 人当たり負担額 52, 107 円）よりも増加したことなどから、平成 24 年度納付金の決算額は前年度対比 11. 7%の増加となりました。

				《担当課》	健康福祉課
【款】	8 保健事業費	【項】	1 特定健康診査等事業費	【目】	1 特定健康診査等事業費
【事業名】	大・中・小事業 特定健康診査等事業				
予算現額	118,716,000 円	決算額	104,804,135 円	予算執行率	88.28%
計画等		前年度決算額	98,300,042 円	比較増減	6,504,093 円

事業概要

医療制度改革により、平成 20 年度から各保険者に特定健康診査並びに特定保健指導が義務付けられました。これは 40 歳以上となる被保険者を対象にメタボリックシンドロームに関連した検査項目から、内臓脂肪の蓄積や高血糖・高血圧等の危険性に着目した予防重視型の健康診断を実施し、生活習慣の改善が必要と判断された方への保健指導を実施するものです。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

特定健康診査費用（国保連負担金）	97,125,206 円
特定健診等データ管理委託料（委託料）	1,979,906 円
特定健診受診券封入封緘業務（委託料）	485,699 円
特定健診受診券作成業務（委託料）	306,122 円
特定健診受診率アップキャンペーン（報償費）	314,000 円
その他関係経費（需用費、役務費、借上料等）	4,593,202 円

2 評 価

受診率を前年度と比較してみると、平成 23 年度から受診率アップキャンペーンを実施したこともあり、特定健康診査及び特定保健指導とも受診率が上がりました。しかしながら、第 1 期入間市特定健康診査等実施計画に定めた平成 23 年度の受診率の目標値（特定健康診査受診率 60%、特定保健指導利用率 40%）には達していませんので、今後も被保険者への特定健康診査の P R を推進するとともに、関係機関とも協力しながら、受診率向上に努めてまいります。

【特定健康診査等実施状況】

法定報告（翌年度 11 月 1 日の受診状況であり、最終報告値となるもの）

	平成 22 年度			平成 23 年度			前年度対比
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	受診率増減
特定健診	27,804 人	8,889 人	32.0%	28,576 人	9,911 人	34.7%	2.7 ポイント
保健指導	1,059 人	68 人	6.4%	1,177 人	125 人	10.6%	4.2 ポイント
動機付支援	818 人	61 人	7.5%	865 人	113 人	13.1%	5.6 ポイント
積極的支援	241 人	7 人	2.9%	312 人	12 人	3.8%	0.9 ポイント

				《担当課》	健康福祉課
【款】	8 保健事業費	【項】	2 保健事業費	【目】	2 疾病予防費
【事業名】	大・中・小事業 人間ドック等助成事業				
予算現額	75,504,000 円	決算額	68,683,500 円	予算執行率	90.97%
計画等		前年度決算額	69,313,905 円	比較増減	△630,405 円

事業概要

病気の早期発見と生活習慣病の予防のため、国民健康保険に加入している満30歳以上の被保険者を対象に、人間ドックと脳ドックの受検に対して、それぞれ年度内1回を限度として、28,000円を助成するものです。

執行状況及び主要な事業の成果

1 主な支出項目及び内容

人間ドック等助成交付金 68,432,000 円

その他関係経費（需用費、役務費） 251,500 円

【各ドックの助成状況】

人間ドック

年 齢	平成 23 年度			平成 24 年度			前年度対比	
	男	女	計	男	女	計	増減	増減率
30 ～ 39 歳	53 人	34 人	87 人	43 人	42 人	85 人	△2 人	△2.3%
40 ～ 49 歳	86 人	64 人	150 人	91 人	56 人	147 人	△3 人	△2.0%
50 ～ 59 歳	114 人	110 人	224 人	107 人	104 人	211 人	△13 人	△5.8%
60 ～ 69 歳	558 人	531 人	1,089 人	573 人	497 人	1,070 人	△19 人	△1.7%
70 歳 ～	288 人	152 人	440 人	276 人	164 人	440 人	0 人	0%
合 計	1,099 人	891 人	1,990 人	1,090 人	863 人	1,953 人	△37 人	△1.9%

脳ドック

年 齢	平成 23 年度			平成 24 年度			前年度対比	
	男	女	計	男	女	計	増減	増減率
30 ～ 39 歳	8 人	7 人	15 人	11 人	6 人	17 人	2 人	13.3%
40 ～ 49 歳	22 人	13 人	35 人	20 人	17 人	37 人	2 人	5.7%
50 ～ 59 歳	33 人	25 人	58 人	30 人	25 人	55 人	△3 人	△5.2%
60 ～ 69 歳	124 人	128 人	252 人	124 人	137 人	261 人	9 人	3.6%
70 歳 ～	67 人	51 人	118 人	67 人	54 人	121 人	3 人	2.5%
合 計	254 人	224 人	478 人	252 人	239 人	491 人	13 人	2.7%

人間ドック・脳ドック（集計）

	平成 23 年度			平成 24 年度			前年度対比	
	男	女	計	男	女	計	増減	増減率
合 計	1,353 人	1,115 人	2,468 人	1,342 人	1,102 人	2,444 人	△24 人	△1.0%

2 評 価

受診者数を前年度と比較してみると、人間ドックは1.9%（37人）の減少、脳ドックは2.7%（13人）の増加となりました。病気を早期に発見して治療につなげていくことは、病気の重症化を防ぎ、長期的には医療費の削減に効果をあげるものと捉え、今後も特定健康診査と同様に受診を促進していきます。

平成 2 5 年度 入間市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

平成25年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案) 「歳入」

款	項	目	当初予算額 (a) (千円)	補正予算第1号 (b) (千円)	予算現額 (c)=(a)+(b) (千円)	前年度決算額 (d) (円)	差引増減額 (e)=(c)-(d) (円)	補正理由
1 国民健康保険税			3,560,111	0	3,560,111	3,479,421,579	80,689,421	
	1 国民健康保険税		3,560,111	0	3,560,111	3,479,421,579	80,689,421	
2 使用料及び手数料			1	0	1	24,600	△23,600	
	1 手数料		1	0	1	24,600	△23,600	
3 国庫支出金			3,412,745	0	3,412,745	3,510,998,648	△98,253,648	
	1 国庫負担金		2,946,124	0	2,946,124	3,012,790,675	△66,666,675	
	2 国庫補助金		466,621	0	466,621	498,207,973	△31,586,973	
4 療養給付費等交付金			600,865	0	600,865	668,016,000	△67,151,000	
	1 療養給付費等交付金		600,865	0	600,865	668,016,000	△67,151,000	
5 前期高齢者交付金			4,706,598	△199,591	4,507,007	4,400,747,033	106,259,967	
	1 前期高齢者交付金		4,706,598	△199,591	4,507,007	4,400,747,033	106,259,967	
		1 前期高齢者交付金	4,706,598	△199,591	4,507,007	4,400,747,033	106,259,967	社会保険診療報酬支払基金からの交付金額の確定による
6 県支出金			937,839	0	937,839	898,218,549	39,620,451	
	1 県負担金		136,566	0	136,566	111,230,549	25,335,451	
	2 県補助金		801,273	0	801,273	786,988,000	14,285,000	
7 共同事業交付金			2,279,270	12,828	2,292,098	2,072,157,296	219,940,704	
	1 共同事業交付金		2,279,270	12,828	2,292,098	2,072,157,296	219,940,704	
		1 高額医療費共同事業交付金	493,343	△62,507	430,836	398,610,605	32,225,395	埼玉県国民健康保険団体連合会の試算額による
		2 保険財政共同安定化事業交付金	1,785,927	75,335	1,861,262	1,673,546,691	187,715,309	埼玉県国民健康保険団体連合会の試算額による
8 財産収入			8	0	8	37,047	△29,047	
	1 財産運用収入		8	0	8	37,047	△29,047	
9 繰入金			1,500,001	0	1,500,001	1,700,000,000	△199,999,000	
	1 他会計繰入金		1,500,000	0	1,500,000	1,700,000,000	△200,000,000	
	2 基金繰入金		1	0	1	0	1,000	
10 繰越金			1	345,764	345,765	162,247,812	183,517,188	
	1 繰越金		1	345,764	345,765	162,247,812	183,517,188	
		1 繰越金	1	345,764	345,765	162,247,812	183,517,188	平成24年度決算収支の確定による
11 諸収入			24,210	0	24,210	31,343,086	△7,133,086	
	1 延滞金、加算金及び加料		4,872	0	4,872	14,851,826	△9,979,826	
	2 雑入		19,338	0	19,338	16,491,260	2,846,740	
合 計			17,021,649	159,001	17,180,650	16,923,211,650	257,438,350	

平成25年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案) 「歳出」

款	項	目	当初予算額 (a) (千円)	補正予算第1号 (b) (千円)	予算現額 (c)=(a)+(b) (千円)	前年度決算額 (d) (円)	差引増減額 (e)=(c)-(d) (円)	補正理由
1 総務費			79,911	0	79,911	71,616,916	8,294,084	
	1	総務管理費	53,905	0	53,905	51,290,909	2,614,091	
	2	徴税費	24,376	0	24,376	19,116,776	5,259,224	
	3	運営協議会費	666	0	666	318,359	347,641	
	4	趣旨普及費	964	0	964	890,872	73,128	
2 保険給付費			11,094,516	0	11,094,516	10,950,778,820	143,737,180	
	1	療養諸費	9,761,854	0	9,761,854	9,645,624,628	116,229,372	
	2	高額療養費	1,222,980	0	1,222,980	1,217,879,798	5,100,202	
	3	高額介護合算療養費	3,000	0	3,000	656,409	2,343,591	
	4	移送費	200	0	200	0	200,000	
	5	出産育児諸費	92,482	0	92,482	75,317,985	17,164,015	
	6	葬祭諸費	14,000	0	14,000	11,300,000	2,700,000	
3 後期高齢者支援金等			2,305,802	120,316	2,426,118	2,286,219,685	139,898,315	
	1	後期高齢者支援金等	2,305,802	120,316	2,426,118	2,286,219,685	139,898,315	
		1 後期高齢者支援金	2,305,618	120,309	2,425,927	2,286,054,218	139,872,782	社会保険診療報酬支払基金への支援金額の確定による
		2 後期高齢者関係事務費拠出金	184	7	191	165,467	25,533	社会保険診療報酬支払基金への拠出金額の確定による
4 前期高齢納付金等			3,179	△611	2,568	2,499,449	68,551	
	1	前期高齢者納付金等	3,179	△611	2,568	2,499,449	68,551	
		1 前期高齢者納付金	3,016	△639	2,377	2,338,454	38,546	社会保険診療報酬支払基金への納付金額の確定による
		2 前期高齢者関係事務費拠出金	163	28	191	160,995	30,005	社会保険診療報酬支払基金への拠出金額の確定による
5 老人保健拠出金			573	△493	80	952,002	△872,002	
	1	老人保健拠出金	573	△493	80	952,002	△872,002	
		1 老人保健医療費拠出金	482	△482	0	862,191	△862,191	社会保険診療報酬支払基金への拠出金額の確定による
		2 老人保健事務費拠出金	91	△11	80	89,811	△9,811	社会保険診療報酬支払基金への拠出金額の確定による
6 介護納付金			1,037,662	△47,423	990,239	915,640,118	74,598,882	
	1	介護納付金	1,037,662	△47,423	990,239	915,640,118	74,598,882	
		1 介護納付金	1,037,662	△47,423	990,239	915,640,118	74,598,882	社会保険診療報酬支払基金への拠出金額の確定による
7 共同事業拠出金			2,253,564	△104,105	2,149,459	1,985,842,901	163,616,099	
	1	共同事業拠出金	2,253,564	△104,105	2,149,459	1,985,842,901	163,616,099	
		1 高額医療費共同事業拠出金	467,625	△82,780	384,845	366,970,198	17,874,802	埼玉県国民健康保険団体連合会の試算額による
		2 保険財政共同安定化事業拠出金	1,785,928	△21,323	1,764,605	1,618,868,640	145,736,360	埼玉県国民健康保険団体連合会の試算額による
		3 高額医療費共同事業事務費拠出金	1	△1	0	0	0	不用となったことによる
		4 保険財政共同安定化事業事務費拠出金	1	△1	0	0	0	不用となったことによる
		5 その他共同事業拠出金	9	0	9	4,063	4,937	

平成25年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案) 「歳出」

款	項	目	当初予算額 (a) (千円)	補正予算第1号 (b) (千円)	予算現額 (c)=(a)+(b) (千円)	前年度決算額 (d) (円)	差引増減額 (e)=(c)-(d) (円)	補正理由
8保健事業費			214,206	0	214,206	182,884,389	31,321,611	
	1	特定健康診査等事業費	123,970	0	123,970	104,804,135	19,165,865	
	2	保健事業費	90,236	0	90,236	78,080,254	12,155,746	
9基金積立金			8	0	8	37,047	△29,047	
	1	基金積立金	8	0	8	37,047	△29,047	
10公債費			2,021	0	2,021	0	2,021,000	
	1	公債費	2,021	0	2,021	0	2,021,000	
11諸支出金			16,555	189,940	206,495	180,974,609	25,520,391	
	1	償還金及び還付加算金	16,555	189,940	206,495	180,974,609	25,520,391	
		1 一般被保険者保険税還付金	14,400	0	14,400	10,240,953	4,159,047	
		2 退職被保険者等保険税還付金	600	0	600	216,447	383,553	
		3 償還金	103	189,940	190,043	169,985,309	20,057,691	平成24年度実績による療養給付費負担金（国）、退職者医療療養給付費等交付金（支払基金）、特定健康診査・保健指導負担金（国・県）の超過額返還金の増額
		4 一般被保険者還付加算金	1,440	0	1,440	531,900	908,100	
		5 退職被保険者等還付加算金	12	0	12	0	12,000	
12予備費			13,652	1,377	15,029	0	15,029,000	
	1	予備費	13,652	1,377	15,029	0	15,029,000	
		1 予備費	13,652	1,377	15,029	0	15,029,000	歳入歳出補正予算額の調整による
合 計			17,021,649	159,001	17,180,650	16,577,445,936	603,204,064	

入間市国民健康保険税条例の一部改正
(地方税法の改正に伴うもの) について

総税市第29号

平成25年6月12日

各道府県総務部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局長

市(町・村)税条例(例)及び市(町・村)国民健康保険税条例(例)の
一部改正について

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布されました。同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第66号)が平成25年6月12日にそれぞれ公布されることとされました。

これに伴い、別紙のとおり、市(町・村)税条例(例)及び市(町・村)国民健康保険税条例(例)の一部を改正する条例(例)を送付しますので、この旨、貴都道府県内市町村に対しても御連絡願います。



市（町・村）国民健康保険税条例（例）の改正概要

条例(例)	対応する法令 (下線は改正部分)	改正の概要
附③ 【上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附 35 の 6	○ 法改正にあわせて改正 ○ 本文方式の廃止に伴う規定の整備 ※ 「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備。
附④ 【長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附 36	○ 本文方式の廃止に伴う規定の整備
附⑥ 【一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附 37	○ 法改正にあわせて改正 ○ 本文方式の廃止に伴う規定の整備 ※ 「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備。
附⑦（新設） 【上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附 37 の 2 （新設）	○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設したことに伴い規定を新設。
旧附⑦⑧ 【上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例】	—	○ 規定を削除 ※ 法令では国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例（例）の性格を踏まえ、削除することとする。（旧附⑨、旧附⑪及び旧附⑬も同様。）
旧附⑨ 【特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例】	—	○ 規定を削除
旧附⑩ 【先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附 37 の 3	○ 規定の繰上げ（⇒附⑧） ○ 本文方式の廃止に伴う規定の整備
旧附⑪ 【先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例】	—	○ 規定を削除
旧附⑫ 【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附 35 の 7	○ 規定の繰上げ（⇒附⑨） ○ 本文方式の廃止に伴う規定の整備
旧附⑬ 【条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例】	実特法 3 の 2 の 3	○ 規定の繰上げ（⇒附⑩） ○ 本文方式の廃止に伴う規定の整備
旧附⑭	実特法 3 の 2 の	○ 法改正に合わせて改正

【条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例】	<u>3</u>	☐ 規定を繰上げ（⇒附⑪） ☐ 本文方式の廃止に伴う規定の整備 ※ 「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備。
旧附⑮ 【東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例】	—	☐ 規定を削除

入間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 (上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。 (<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは	附 則 (上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。 (<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは

「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得等の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第7項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の

「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「 株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「 株式等 に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の

規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 1 とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第13項の規定の適用を受ける場合における附則第7項の規定の適用については、同項中「上場株式会社等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式会社等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

11 世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項及び附則第7項の規定の適用については、附則第6項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、附則第7項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法

規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 1 とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主義又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等」に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等」に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保
除税の課税の特例)

10 同左

第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)	(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)
<u>13</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	<u>11</u> 同左 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
<u>14</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	<u>12</u> 同左 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
<u>15</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険	<u>13</u> 同左

の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得_____を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法

律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（国民健康保険税の減免の特例）

- 17 当分の間、第24条第2項の規定の適用については、同項中「国民健康保険の被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過するまでの間に限り、国民健康保険税を」とあるのは「国民健康保険税を」とし、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「国民健康保険の被保険者の資格を取得した日（次号において「資格取得日」という。））」とする。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（国民健康保険税の減免の特例）

- 15 同左

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 16 同左